

領土をまなぶ：領土教育

平成 30 年 7 月 14 日

水野光朗

1. 「領土をまなぶ」とは

領土＋領海＋領空＝領域

a) 領土

b) 領海

「海洋国家としての日本」の視点

c) 領空

2. 国際法

強制力はあるが、執行力によって担保されていない。

もともと西ヨーロッパに起源を持つが、今日では普遍性があると考ええる。

a) 時際法（じさいほう） *intertemporal law doctrine*

b) ウティ・ポシデティス原則 *Uti Possidetis Juris*

c) 「陸が海を支配する」原則

海洋法に関する国際連合条約（国連海洋法条約；United Nations Convention on the Law of the Sea）

第二条 領海、領海の上空並びに領海の海底及びその下の法的地位

1 沿岸国の主権は、その領土若しくは内水又は群島国の場合にはその群島水域に接続する水域で領海といわれるものに及ぶ。

2 沿岸国の主権は、領海の上空並びに領海の海底及びその下に及ぶ。

d) 地図の証拠価値

3. まとめ

a) 基本的な用語の正確な理解

b) 紛争の平和的解決

紛争の平和的解決が失敗した場合、どうするか。「平和的」の意味。